平成２７年（フ）第８７４号
福岡県糟屋郡篠栗町大字和田910番地245
債務者　石村　徳彦
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安孫子健輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８９５号
福岡市南区寺塚１丁目26番18―206号
債務者　三牧　克哉
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹永光太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９５１号
福岡県糸島市波多江駅北１丁目３番１―707号
債務者　佐野　道雄
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金崎　智久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第７９号
山形市上町１丁目10番70号　ハイツマルエー南11号、前住所山形市久保田３丁目11番27号
債務者　井上　浩子（旧姓峯田）
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８７号
山形市蔵王半郷302番地の16
債務者　髙橋　由佳
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８２号
山形市相生町５番10号、前住所山形市あかねヶ丘２丁目９番28号　ブラン・ルワージュＢ202号
債務者　村井　　正
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８４号
山形市香澄町３丁目３番24―203号　山形セントラルコーポ
債務者　髙橋富美子
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５１号
三重県志摩市阿児町鵜方234番地２
債務者　西尾　重信
1　決定年月日時　平成27年７月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
北海道紋別郡遠軽町丸瀬布新町324番地　新町団地245号
債務者　早川　椎奈（旧姓砺波）
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第１７９号
愛知県岡崎市井田町546番地２　パークヒルズ井田203
債務者　今井　英一
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第５１４号
埼玉県久喜市栗橋289番地４
債務者　板倉　順子
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５７７号
さいたま市桜区西堀９丁目14番24号ユーハイム清水203
債務者　荻原　雅人
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６１５号
埼玉県桶川市寿２丁目４番３号　テスコビル401号
債務者　小林　文男
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６３１号
さいたま市岩槻区西町１丁目４番17号　レオパレスＬＵＣＫ104
債務者　須藤　靖子（旧姓日向）
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２０５号
埼玉県草加市青柳７丁目２番12号
債務者　坂田　秀行
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第７１号
新潟県長岡市上除町1139番地２　エステートⅡ107号室、前住所新潟県長岡市上除町西１丁目53番地　レオパレスカーサ201号室
債務者　石黒　悦朗
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係